

審査要領

1 審査概要

提案者全てに対しプレゼンテーションによる審査で評価・採点を行い、点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

2 選定機関

提案書の評価および受託事業者の選定は、「令和6年度メディアを活用した小松市魅力発信業務プロポーザル審査会要領」に定める審査会が行う。

3 審査基準

審査項目及び基準は、下記7の評価基準による。

4 審査

提案者全てに対しプレゼンテーション審査及び質疑応答を行い、点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(1) プレゼンテーション評価点 (100点)

(ア)対象：企画提案書、参考見積書（様式第5号）等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答

(イ)評価方法：審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

5 審査の内容

(1) 日時：令和6年7月1日（月）（詳細は別途連絡）

(2) 場所：小松市役所（詳細は別途連絡）

(3) 出席者：1提案者3人以内（プロジェクトリーダーは必ず出席すること）

(4) 実施時間：1提案者40分以内（プレゼンテーション25分、質疑応答15分）。ただし応募者が4者以上の場合は1応募者あたりの持ち時間を短縮する可能性がある。

(5) プレゼンテーションの内容

(ア) 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。企画提案書と異なる内容の説明、追加資料の配布は認めない。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

(6) その他

大型ディスプレイ（65インチ）、HDMIケーブルは市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

6 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1) 提案者が1者の場合の取り扱い

プレゼンテーション審査を実施し評価点が60点以上の場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2) 最高評価点が同点の場合の取り扱い

最高評価点獲得者が2者以上ある場合は、審査会の協議により順位を決定し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

7 評価基準

審査項目		評価基準	配点
組織評価	業務の実績	本業務にかかわる十分な業務実績を有しているか	10
	業務実施体制	業務履行に向けた適正な人員・業務の実施体制が確保されているか。	10
提案内容 評価	提案内容の 的確性・妥当性	コンセプトは本市の持つ魅力を的確に捉えており、認知を広げる方策は、認知度を向上させるのに有効な訴求方法か。	30
		構成（手段）及びターゲットや媒体、時期・回数等は、効果的かつ効果的な手法が選択されているか。	
		方策はターゲットに対し、興味・関心を高め、行動変容を促す提案か。	
	提案の独創性	独創性、話題性、インパクトがあるなど、自由なアイデアによる有用な提案がなされているか。	10
効果測定 の 妥当性	効果検証のための指標及び調査方法は事業の成果を測定・検証するのに適当か。また、目標値の設定は十分か。	10	
業務の全体計 画・実現性	業務全体の計画は実行性のあるものか。また、業務工程に無理がなく、妥当であるか。	10	
価格評価	費用対効果	企画提案書と見積内容の整合性が取れており、価格が妥当なものであるか。	10
企画提案力	意欲・信用性	プレゼンテーションにおいて、業務に取り組む意欲がみられ、説明は分かりやすく、説得力のある提案であるか。	10
合計			100